

鳥取県公報

令和元年8月9日(金) 号外第32号

每週火 • 金曜日発行

			
\Diamond	条	鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一 (12) (教育総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
\Diamond	規	鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(8)	

──公布された条例のあらまし──

◇鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例の改正理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
 - (1) 権限の特例を定める規定中引用する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項を改める。
 - (2) 施行期日は、公布の日とする。

──公布された規則のあらまし

◇鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県環境影響評価条例(以下「条例」という。)の一部が改正され、環境影響評価の対象となる事業に太陽光発電所の設置及び変更の事業が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 環境影響評価の対象となる太陽光発電所の設置及び変更の事業に係る特別地域は、条例で定めるもののほか、ハマナス自生南限地帯及び森林の区域とする。
 - (2) 環境影響評価の対象となる太陽光発電所の設置の事業の規模は、一般地域においては敷地面積が20~クタール以上、特別地域においては敷地面積が10~クタール以上とする。
 - (3) 環境影響評価の対象となる太陽光発電所の変更の事業の規模は、一般地域においては敷地面積が20~クタール以上、特別地域においては敷地面積が10~クタール以上増加するものとする。
 - (4) 環境影響評価の対象となる太陽光発電所の設置及び変更の事業であって、準備書に記載した対象事業の 目的及び内容を修正する場合に再度条例の規定による環境影響評価その他の手続(配慮書に係る手続を除 く。)を経なくてもよいものの要件は、新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施 区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5へクタール未満であることとする。
 - (5) 環境影響評価の対象となる太陽光発電所の設置及び変更の事業であって、評価書の公告後に事業内容を変更する場合に再度条例の規定による環境影響評価その他の手続を経なくてもよいものの要件は、新たに対象事業実施区域となる部分の面積が変更前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5~クタール未満であることとする。
 - (6) その他所要の規定の整備を行う。
 - (7) 施行期日は、令和元年10月1日とする。

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年8月9日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第37号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(権限の特例)	(権限の特例)
第2条 法 <u>第23条第1項第2号及び第4号</u> に掲げる教	第2条 法 <u>第23条第1項第1号及び第3号</u> に掲げる教
育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。	育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。

この条例は、公布の日から施行する。

則

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県規則第8号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則(平成11年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

次の表の改止則の欄に打	るける規定を同表の改止後の	懶に	- 掲ける規定に、下線及	び太枠で示すように改正する			
改	正後		改正前				
別表第1(第2条関係)		別	表第1 (第2条関係)				
事業の種類	特別地域		事業の種類	特別地域			
1 条例別表第1号	ア・イ 略		1 条例別表第1号	ア・イ 略			
に掲げる事業(車	ウ 文化財保護法(昭和		に掲げる事業(車	ウ 文化財保護法(昭和			
線(道路構造令	25年法律第214号) <u>第</u>		線(道路構造令	25年法律第214号) <u>第69</u>			
(昭和45年政令第	<u>109条第1項</u> の規定によ		(昭和45年政令第	<u>条第1項</u> の規定による			
320号) 第2条第	る天然記念物ハマナス		320号) 第2条第	天然記念物ハマナス自			
7号に規定する登	自生南限地帯の指定地		7号に規定する登	生南限地帯の指定地域			
坂車線、同条第8	域(以下「ハマナス自		坂車線、同条第8	(以下「ハマナス自生			
号に規定する屈折	生南限地帯」とい		号に規定する屈折	南限地帯」という。)			
車線及び同条第9	う。)		車線及び同条第9				
号に規定する変速			号に規定する変速				
車線を除く。以下			車線を除く。以下				
同じ。) の数が4			同じ。) の数が4				
以上の道路を設			以上の道路を設				
け、又は車線の数			け、又は車線の数				
が4以上増加する			が4以上増加する				
ものに限る。)並			ものに限る。)並				
びに同表第3号及			びに同表第3号及				
び第4号に掲げる			び第4号に掲げる				
事業			事業				
略			略				
4 条例別表第5号	ア〜エ 略		4 条例別表第5号	ア〜エ 略			
に掲げる事業(風	オ 特定水道利水障害の		に掲げる事業(風	オ 特定水道利水障害の			
力発電所 <u>及び太陽</u>	防止のための水道水源		力発電所の設置及	防止のための水道水源			
光発電所の設置及	水域の水質の保全に関		び変更の事業を除	水域の水質の保全に関			
び変更の事業を除	する特別措置法(平成		く。)並びに同表	する特別措置法(平成			
く。)並びに同表	6年法律第9号)第4		第6号、第11号、	6年法律第9号)第4			
第6号、第11号、	条第1項に規定する指		第12号及び第14号	条第1項に規定する指			
第12号及び第14号	定水域及び指定地域		に掲げる事業	定水域及び指定地域			
に掲げる事業							
5 条例別表第5号	ア ハマナス自生南限地						
に掲げる事業(太	帯						

及び変更の事業に 限る。)

陽光発電所の設置 | イ 森林法 (昭和26年法 | | 律第249号)第2条第1 項に規定する森林の区

<u>6</u> 略

別表第2 (第3条関係)

事業の種類	一般地域にお	特別地域における
	ける対象事業	対象事業の要件
	の要件	
略		
5 条例別	略	
表第5号	ク 風力発電	風力発電所の変更
に掲げる	所の変更の	の事業であって、
事業	事業であっ	出力が1,500キロ
	て、出力が	ワット以上である
	1,500キロ	発電設備を新設す
	ワット以上	るもの
	である発電	
	設備を新設	
	するもの	
	ケ 敷地面積	敷地面積が10へク
	が20ヘクタ	タール以上である
	ール以上で	太陽光発電所の設
	ある太陽光	置の事業
	発電所の設	
	置の事業	
	コ 太陽光発	太陽光発電所の変
	電所の変更	更の事業であっ
	の事業で	て、敷地面積が10
	あって、敷	ヘクタール以上増
	地面積が20	加するもの
	ヘクタール	
	以上増加す	
	るもの	
略		

備考 略

別表第3 (第20条関係)

 	- 1 - 12 - 4 - 7 - 7	
対象事業の	事業の諸元	手続を経ることを要し
区分		ない修正の要件
略		
11 別表第	略	
2の5の	対象事業実	修正前の対象事業実施
項のキ又	施区域の位	区域から300メートル

<u>5</u> 略

別表第2 (第3条関係)

川衣弟 4 (弟 3	J表第 2 (第 3 条関係)						
事業の種類	一般地域にお	特別地域における					
	ける対象事業	対象事業の要件					
	の要件						
略							
5 条例別	略						
表第5号	ク 風力発電	風力発電所の変更					
に掲げる	所の変更の	の事業であって、					
事業	事業であっ	出力が1,500キロ					
	て、出力が	ワット以上である					
	1,500キロ	発電設備を新設す					
	ワット以上	るもの					
	である発電						
	設備を新設						
	するもの						
服久							

備考 略

別表第3 (第20条関係) 対角東業の「東業の塾二」壬続大級ステト大冊)

对多	界事業の	事業の諸元	手続を経ることを要し
区分	}		ない修正の要件
H	各		
11	別表第	略	
2	2の5の	対象事業実	修正前の対象事業実施
IJ	頁のキ又	施区域の位	区域から300メートル

はクに該	置	以上離れた区域が新た
当する対		に対象事業実施区域と
象事業		ならないこと。
12 別表第	対象事業実	新たに対象事業実施区
2の5の	施区域の位	域となる部分の面積が
項のケ又	置	修正前の対象事業実施
はコに該		区域の面積の10パーセ
当する対		ント未満であり、か
象事業		つ、5ヘクタール未満
		であること。
<u>13</u> 略		
<u>14</u> 略		
<u>15</u> 略		
<u>16</u> 略		
<u>17</u> 略		
<u>18</u> 略		

別表第4 (第31条関係) 対象事業の 事業の該元 (毛続を終ることを悪し

対象事業の	事業の諸元	手続を経ることを要し
区分		ない変更の要件
略		
11 別表第	略	
2050	発電設備の	発電設備が100メート
項のキ又	位置	ル以上移動しないこ
はクに該		と。
当する対		
象事業		
12 別表第	対象事業実	新たに対象事業実施区
2050	施区域の位	域となる部分の面積が
項のケ又	置	変更前の対象事業実施
はコに該		区域の面積の10パーセ
当する対		ント未満であり、か
象事業		つ、5ヘクタール未満
		であること。
<u>13</u> 略		
<u>14</u> 略		
<u>15</u> 略		
<u>16</u> 略		
<u>17</u> 略		
<u>18</u> 略		

別表第5 (第42条関係)

事業の種類		業の種類 許認可等		事業の種類		許認可等				
略				略						
8	8	条例別表第10号か	ア	森林法第26条第2項		8	条例別表第10号か	ア	森林法	(昭和:

はクに該	置	以上離れた区域が新た
当する対		に対象事業実施区域と
象事業		ならないこと。
<u>12</u> 略	l	
13 略		
<u>14</u> 略		
<u>15</u> 略		
<u>16</u> 略		
<u>17</u> 略		

別表第4 (第31条関係)

対象事業の	事業の諸元	手続を経ることを要し
区分		ない変更の要件
略		
11 別表第	略	
2の5の	発電設備の	発電設備が100メート
項のキ又	位置	ル以上移動しないこ
はクに該		と。
当する対		
象事業		
12 略		1
13 略		
<u>14</u> 略		
<u>15</u> 略		
<u>16</u> 略		
<u>17</u> 略		

別表第5 (第42条関係)

事業の種類		許認可等					
略							
8	条例別表第10号か	ア	森林法(昭和26年法				

ら第13号まで及び第	の規定による保安林の	ら第13号まで及び第	<u>律第249号)</u> 第26条第
15号に掲げる事業	指定の解除	15号に掲げる事業	2項の規定による保安
			林の指定の解除
	イ・ウ 略		イ・ウ 略
略		略	

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。